平成十八年十一月 定例島根県議会議案 (条例)

目 次

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例	1
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	2
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	3
独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例	4

平成18年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第129号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の職員の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 支給割合の改正

	区分	•	改正前	改正後
知		事	100 分の 70	100 分の 60
副	知	事	100 分の 50	100 分の 43
出	納	長	100 分の 35	100 分の 30
常勤の監査委員		委員	100分の20	100分の17

- (2) 在職月数の計算は、特別職の職員となった日から退職した日までの月数(1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)によるものとすること。
- (3) 退職手当の支給は、任期ごとに行うこと。
- (4) 現に在職する特別職の職員の在職期間の計算について、所要の経過措置を設けること。
- (5) その他規定の整備
- 3 施行期日 公布の日から施行する。

第130号議案

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特別職の職員の退職手当に関する条例の見直しに準じて、教育長の退職 手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出す る理由である。

2 条例の概要

(1) 退職手当の支給割合の改正

改正前	改正後
100分の30	100 分の 26

- (2) 退職手当の在職月数の計算は、教育長になった日から退職した日までの月数(1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)によるものとすること。
- (3) 退職手当の支給は、任期ごとに行うこと。
- (4) その他規定の整備
- 3 施行期日 公布の日から施行する。

第131号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

八東郡東出雲町、仁多郡奥出雲町、隠岐郡海士町、同郡西ノ島町、同郡 知夫村及び同郡隠岐の島町が福祉事務所を設置することに伴い、所要の改 正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 東部福祉事務所の所管区域から八束郡及び仁多郡を削ること。
 - (2) 隠岐福祉事務所を廃止すること。
 - (3) その他規定の整理
- 3 施行期日 平成19年4月1日から施行する。

第132号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立病院として県民に提供する医療の質の確保及び向上並びに自立的な経営の確立を図るため、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 病院事業に財務規定等を除く地方公営企業法の規定を平成19年4月1日から適用すること。
- (2) 病院事業の管理者の職名を病院事業管理者とすること。
- (3) 病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置くこと。
- (4) 次に掲げる条例の一部を改正すること。
 - ア 島根県立病院使用料及び手数料条例
 - イ 島根県情報公開条例
 - ウ 島根県個人情報保護条例
 - エ 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (5) その他規定の整備
- 3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。ただし、2の(5)の一部については、公布の日から施行する。

第133号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 提案理由

邑智地域における県立高等学校の規模の適正化を図り、魅力と活力のある充実した教育環境を整備するため、川本高等学校及び邑智高等学校を統合し島根中央高等学校を設置することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 高等学校の設置

名	称	位置
島根県立島根	中央高等学校	邑智郡川本町

- (2) 島根県立川本高等学校及び島根県立邑智高等学校の廃止
- 3 施行期日
 - 2 の(1)については平成19年 1 月 1 日から、 2 の(2)については平成21年 4 月 1 日から施行する。

第134号議案

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例

1 提案理由

独立行政法人緑資源機構が実施する特定地域整備事業について、事業参加資格者等から負担金及び特別徴収金を徴収するため、これらの徴収方法等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県は、独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)が実施する 特定地域整備事業の経費の一部を負担するときは、事業参加資格者等か ら、その経費の一部を負担金として徴収すること。
- (2) 事業参加資格者等が土地改良区の組合員であるときは、県は、その土地改良区から、事業参加資格者等からの負担金(以下「受益者負担金」という。)の徴収に代えて、これに相当する額の金銭を徴収するものとすること。
- (3) 受益者負担金の額は、特定地域整備事業の事業費の額に100分の15 (農業用道路の新設又は改良に係る事業にあっては、100分の10)を乗じて得た額から、市町村から負担金を徴収する場合におけるその徴収する額を差し引いて得た額に、事業区域内の受益者負担金の徴収に係る土地の面積の事業区域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、事業によって著しく利益を受ける事業区域外の土地を権原に基づき利用し、及び収益する者等から徴収する受益者負担金は、その受益を限度として知事が定める額とすること。
- (4) 県は、機構が事業が完了した旨の公告をした日以後8年を経過する日までの間に、事業参加資格者が、特定地域整備事業の実施に係る土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、一時的に目的外用途に供したとき等を除き、その者から特別徴収金を徴収すること。
- (5) 県は、事業参加資格者が土地改良区の組合員であるときは、その土地 改良区からその者からの特別徴収金の徴収に代えて、これに相当する額 の金銭を徴収すること。
- (6) 特別徴収金の額は、アの額からイの額を差し引いて得た額とすること。

- ア 機構が県から徴収する負担金の額のうち、特別徴収金の徴収に係る 区域内の土地の面積の事業の施行に係る区域内の土地の面積に対する 割合を基準として算定される額
- イ 県が徴収する負担金の額のうち、特別徴収金の徴収に係る区域内の 土地の面積の事業の施行に係る区域内の土地の面積に対する割合を基 準として算定される額
- (7) 知事は、特別徴収金を一時に徴収するものとすること。
- 3 施行期日 公布の日から施行する。